

議案第40号

つくばみらい市国民健康保険税条例及びつくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(つくばみらい市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市国民健康保険税条例（平成18年つくばみらい市条例第71号）の一部を次のように改正する。

附則第20項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和2年つくばみらい市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税」を「令和3年度分の国民健康保険税（令和2年度末に資格を取得したこと等により賦課される令和2年度相当分の国民健康保険税を含む。）」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第2条の規定による改正後のつくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

令和3年6月1日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、引用していた新型コロナウイルス感染症の定義規定が同法から削除されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を明記するため、条例の一部を改正するものです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る令和3年度分の国民健康保険税の減免措置を講ずるため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市国民健康保険税条例(平成18年つくばみらい市条例第71号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請の特例)</p> <p>20 第24条第2項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症 <u>(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)</u>の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の申請については、同項中「納期限まで」とあるのは、「市長が別に定める日まで」とする。</p>	<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請の特例)</p> <p>20 第24条第2項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症 <u>(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症</u> <u>をいう。)</u>の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の申請については、同項中「納期限まで」とあるのは、「市長が別に定める日まで」とする。</p>

つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和2年つくばみらい市条例第25号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>附 則 (適用区分)</p> <p>2 改正後のつくばみらい市国民健康保険税条例附則第20項の規定は、<u>令和3年度分の国民健康保険税（令和2年度末に資格を取得したこと等により賦課される令和2年度相当分の国民健康保険税を含む。）</u>であって、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものについて適用する。</u></p>	<p>附 則 (適用区分)</p> <p>2 改正後のつくばみらい市国民健康保険税条例附則第20項の規定は、<u>令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税</u> <u>であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものについて適用する。</u></p>